



旬報 ゆうすい

人と自然が織りなす芸術のまち

心豊かで伸びゆく美しいまち

目次	担当	ページ
会計年度任用職員の募集	選挙管理委員会	2
たき火における注意喚起	総務課	2
公営住宅等の入居者募集	総務課	3
行政相談所	総務課	3
令和6年度犬の登録及び狂犬病予防注射	住民税務課	3-5
令和6年産水稲作付受託窓口設置	産業振興課	5
竹材粉碎機（チップパー）貸出し	産業振興課	6
有害鳥獣被害防止機材等設置補助金	産業振興課	6
火入れ許可の申請	産業振興課	7
畦畔鳥獣被害復旧支援事業補助金	産業振興課	7
森林の伐採届	産業振興課	7
メンマづくり体験会の開催	産業振興課	7
牛舎施設及び堆肥舎施設の町単独整備事業補助金	産業振興課	8
湧水町農業機械等導入事業補助金	産業振興課	8
園芸ハウス設置管理事業補助金	産業振興課	9
狩猟免許等取得補助金	産業振興課	9
湧水町里山等整備促進支援事業補助金	産業振興課	10
湧水町定住促進家賃助成事業補助金	商工観光 PR 課	10
小規模土地改良事業及び農業農村生活環境施設整備事業の申請	建設課	10
林業用作業路維持管理事業に伴う原材料支給申請	建設課	11
里道（集落道）整備事業の申請	建設課	11
第16回湧水町町民ゴルフ大会	生涯学習課	11
川内川堤防の刈り草の無料提供	建設課	12
HPVワクチンの接種	健康増進課	12
肝炎ウイルスの無料検査	健康増進課	13
堀之内千恵子展の開催	企画財政課	13
湧水町 JR 肥薩線利用促進強化事業	企画財政課	13
会計年度任用職員の募集	長寿福祉課	14
湧水町高齢者等紙おむつ給付事業	長寿福祉課	14
交番・駐在所だより	伊佐湧水警察署	15-16

会計年度任用職員の募集

(選挙管理委員会)

次のとおり会計年度任用職員（事務補助員）を募集します。

- 【任用期間】** 令和6年6月1日～令和6年7月31日
※選挙期日により変更となる場合があります。
- 【募集人員】** 1名
- 【勤務内容】** ①勤務日 月曜日～金曜日（祝日を除く）
②勤務時間 8：30～16：30
③業務内容 選挙管理委員会に係る事務補助等（パソコン入力、資料整理等）
④勤務地 湧水町選挙管理委員会（別館2）1階
- 【報酬】** 日額 6,972円
- 【申込方法】** 次の申込書類を、栗野庁舎 総務課へ提出してください。
※申込書類は、栗野庁舎 総務課に用意してあります。
① 会計年度任用職員申請書（指定様式） 1部
② 履歴書（指定様式） 1通
自筆し、写真（帽子をつけないで正面から上半身を写した縦4cm、横3cmのもので、最近3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付
- 【申込期限】** 令和6年5月10日（金） 17：15まで
- 【面接】** 後日、担当より本人に連絡します。
- 【申込・問合せ先】** 栗野庁舎 選挙管理委員会（総務課内） ☎74-3111（内線2239）

たき火における注意喚起

(総務課)

冬から春にかけて、全国的に火災が頻発し、伊佐市・湧水町においても今年に入り、大規模な火災が発生しています。出火原因の多くは、たき火・ごみ焼き・火入れ・たばこなど、人的要因によるものが多いです。法律で、一部の例外を除き廃棄物の焼却は禁止されています。

【例外事項】

- ・農業者が行う稲わら畦草の焼却・林業者が伐採した枝等の焼却
- ・鬼火たき・落ち葉焼き・キャンプファイヤー・暖をとるためのたき火
- ・河川敷の草木の焼却・道路路肩の草の焼却（国・地方公共団体が管理で行うもの。）
- ・災害時の応急対策の焼却

※あなたのその焼却が、禁止行為でないかどうかの確認をしてください。

また、火入れ等の焼却行為を行う際は、役場へ届出を行い次のことに注意してください。

【注意事項】

- 1 周囲に火災の危険性のある場所で、火を使用しないこと。
- 2 火気の使用中はその場を離れず、完全に消えたことを確認すること。
消火用具（動力噴霧器・消火器・水バケツ・スコップなど。）を準備する。
- 3 強風時及び乾燥注意報発令時には、たき火等、火入れをしないこと。
- 4 近所に洗濯物は干してありませんか？迷惑な時間や場所ではありませんか？
- 5 火災の煙と間違われのないために、「いつ」「どこで」「何を燃やすか」お近くの消防署へ届け出てください。（電話等により口頭の届出も可能です。）

※ただし、消防署はたき火（焼却行為）を許可しているわけではありません。

【問合せ先】 南消防署 ☎74-3021 吉松分遣所 ☎75-2605

公営住宅等の入居者募集

(総務課)

公営住宅等の入居者を次のとおり募集します。希望される方はお申し込みください。
○定期募集住宅（応募者が複数の場合は、湧水町住宅管理条例に基づき決定します。）

■栗野地域 2戸

RC：鉄筋コンクリート造

住宅名	所在地	建築年度	構造	部屋番号	家賃	種別	世帯・単身
尾鉢第2住宅 2号棟	木場1218番地	S55	RC	211号	12,700円～ 32,300円	公営	世帯
丸池タウン 城棟	木場89番地1	H3	RC	104号	18,600円～ 42,700円	公営	世帯

【敷金】 家賃の3ヶ月分

【入居条件】 次の条件を満たしており、住宅管理規則を遵守できること。

- ① 現に住宅に困窮していること。
- ② 町税・県税等を完納していること。
- ③ 入居者の年間所得合計が、入居基準内にあること。
- ④ 自治会に加入すること。

※各住宅の詳細・入居条件等につきましては、住宅係へお問い合わせください。

【申込締切】 令和6年4月30日（火）

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 総務課 住宅係 ☎74-3111

行政相談所の開設

(総務課)

行政相談所が次のとおり開設されます。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【開設日時】 5月16日（木） 9：00～15：00まで

【開設場所】 栗野地域：いきいきセンター 1階 研修室3
吉松地域：吉松中央公民館 1階 和室

【相談員】 栗野地域：田中修一氏 吉松地域：山下信也氏

※行政相談員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者に委嘱しています。

【相談内容】 国の役所などの仕事に関する相談、要望、問合せ等

【問合せ先】 栗野庁舎 総務課 ☎74-3111（内線2238）

令和6年度犬の登録及び狂犬病予防注射 (住民税務課)

犬の登録及び狂犬病予防注射を次の日程により実施しますので、生後3か月以上の犬は必ず登録し、年に1回の予防注射を受けてください。

※犬の所有者は、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

【料金】 予防注射料：3,400円 登録手数料：3,000円

【必要書類】 狂犬病予防注射通知書（別途通知）

【注意事項】 ●注射会場には、確実に犬を保定（体を固定）できる方が連れてきてください。

●犬が死亡している場合は、連絡してください。

●最寄りの会場での接種が難しい方は、別会場に通知書を持参し狂犬病予防注射を受けてください。

【問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 ☎74-3111（内線2151）

狂犬病予防注射日程表

【吉松地域】

	時 間	実施場所	時 間	実施場所
5 月 8 日 (水)	8:40~8:50	鶴丸墓地公園前	10:25~10:30	竹中池駐車場
	8:55~9:00	鶴丸温泉前	10:35~10:40	川添簡易郵便局前
	9:05~9:10	城山線交差点 (旧原口公民館前)	10:45~10:50	下川添集出荷所前
	9:15~9:20	旧スカラー工場前	10:55~11:00	榊タテノ交差点
	9:25~9:30	麓入口交差点	11:05~11:10	永山地区集会所前
	9:40~9:45	上中津川地区 コミュニティ供用施設前	11:15~11:20	松山公民館前
	9:50~9:55	秋葉神社前	11:25~11:30	陣前公民館前
	10:05~10:10	古川公民館前	11:35~11:40	堀ノ原公民館前
	10:15~10:20	池田公民館前		
5 月 9 日 (木)	8:40~8:45	市原の庚申塔前	10:10~10:15	山下地区 可燃ごみ収集所前
	8:50~8:55	コミュニティ防災センター前	10:20~10:25	岡田建設前
	9:00~9:05	四ツ枝前公民館前	10:35~10:40	つつはの園入口先
	9:10~9:15	加治屋地区 集会所前	10:45~10:50	般若寺地区 生活改善センター前
	9:30~9:35	魚野公民館前	10:55~11:00	般若寺温泉前
	9:50~9:55	吉松中央公民館前	11:10~11:30	役場吉松庁舎 西側駐輪場前
	10:00~10:05	中野寿霊園前		

狂犬病予防注射日程表

【栗野地域】

	時 間	実施場所	時 間	実施場所
5 月 15 日 (水)	8:30～8:50	北方消防詰所	10:25～10:30	植村公民館前
	8:55～9:05	新園商店前	10:40～10:45	竹迫集会所前
	9:10～9:20	田尾原集落センター前	10:50～10:55	幸田消防詰所前
	9:30～9:40	稲葉崎公民館前	11:00～11:05	大牟礼西公民館前
	9:45～9:50	広田公民館前	11:15～11:20	幸田頭三文字 (幸田頭バス停前)
	9:55～10:00	二渡公民館前	11:30～11:40	川南西公民館前
	10:05～10:10	御前野三文字	11:45～11:50	幸田南公民館前
	10:15～10:20	松永商店前		
5 月 16 日 (木)	8:30～8:40	坂元公民館前	10:15～10:20	霧島アート牧場前
	8:50～8:55	会田公民館前	10:30～10:40	長谷地区 林業集会センター前
	9:05～9:10	馬場迫公民館前	10:45～10:55	神応寺商店前
	9:20～9:25	上場地区農業構造 改善センター前	11:00～11:05	心光寺前
	9:30～9:35	上小城共同墓地前 (佃地区)	11:10～11:15	鹿児島森林管理署 栗野事務所前
	9:45～9:50	老谷公民館前	11:20～11:30	農協前町駐車場
	10:00～10:05	竹田ごみ収集所	11:35～11:45	役場栗野庁舎 西側車庫前

令和6年産水稻作付受託窓口設置

(産業振興課)

栗野地区の令和6年産水稻作付について、作業を委託される方につきましては、町が窓口となって田植等の作業の受委託の取りまとめを行いますので電話で申し込みください。

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111 (内線 2254)

※圃場の条件等によっては、作業委託をお断りする場合がありますのでご了承ください。

竹材粉碎機(チップー)貸出し

(産業振興課)

町内の侵入竹及び放置竹林を解消し、竹材整備を町内に広く推進するため、伐竹材を簡易処理できる竹材粉碎機(チップー)の無償貸出を行っています。是非ご活用ください。

【対象】 湧水町内に竹林を所有する町民

【貸出期間】 3日間(祝日・休日を除く)。延長可能

《竹材粉碎機(チップー)概要》

(自走式・処理能力2.2m³・可能処理径Φ120mm・アルブリッジ同時貸出)

※軽トラ積載可能

※詳細については、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 林産振興係 ☎74-3111 (内線2250)

有害鳥獣被害防止機材等設置補助金

(産業振興課)

有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、次のとおり補助金を交付します。

【補助内容】**① 被害防止機材**

被害防止機材	対象鳥獣	区分
電牧機(ソーラー式も含む)※消耗資材は除く	シカ・イノシシ・サル	1基あたり

② 被害防止資材

被害防止資材	対象鳥獣	区分
網(ステン入り)	シカ・イノシシ・サル タヌキ・アナグマ	一式あたり
支柱(イボ竹)		
アンカー		
枝吊キャップ		
補修糸		
アルミ線		
ゲートフック		
ガイシ		
被覆線		
電気柵用危険表示板		

- 【補助対象者】
- ① 町内に住所を有する者
 - ② 関係者2戸以上、又は受益面積10a以上
 - ③ その他、特に限度額を超えない範囲内で圃場の条件等により町長が必要と認める者

※上記①～③以外に定めがあるため、詳細は下記までご連絡ください。

【補助率】

- ① 被害防止機材 1基あたり購入費用の3分の1以内(限度額 17,000円)
- ② 被害防止資材 防止ネット: 事業費の3分の1以内(限度額 154,000円)
資材: 購入費の3分の1以内(限度額 34,000円)

【提出方法】 栗野庁舎 産業振興課に備え付けの申請書類等に必要事項を記入のうえ、提出してください。

【提出・問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111 (内線2241)

火入れ許可の申請

(産業振興課)

火入れは、森林法第21条及び条例により、森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畑、その他土地において、害虫駆除、伐採後の地拵え等を目的とした火入れをする場合は、**10日前**までに火入許可申請書を提出し、町長の許可を受けることが義務付けられています。申請書は栗野庁舎 産業振興課の窓口にて準備しております。

※詳細については担当課までお問い合わせ下さい。

【問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111 (内線 2250)

畦畔鳥獣被害復旧支援事業補助金

(産業振興課)

鳥獣被害により畦畔等の崩土や崩壊が増えていることから、農地畦畔等の復旧作業に係わる重機等の機械借上経費を補助することで、生産農家の経費の負担軽減と生産意欲の向上に繋げるため、次のとおり補助金を交付します。

【補助対象者】 ① 町内で農業を営み、町内に住所を有する者又は主たる事業所を有する法人
② 町税等の滞納がないこと

【補助率】

農地畦畔等の復旧に伴う機械借上料及び運搬に係る経費の3分の1以内（予算の範囲内）施行延長10m以上、総事業費10,000円以上とし、補助上限を100,000円とする。（算定した額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）

【提出書類】 栗野庁舎 産業振興課に備え付けの申請書類等に必要事項を記入のうえ、提出してください。

【提出・問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111 (内線 2254)

森林の伐採届

(産業振興課)

個人の所有する土地の木を1本切る場合でも、その土地が森林であれば法律により事前に市町村へ「伐採届」の届け出が義務付けられています。「伐採届」は、国全体の森林を適切に維持することが目的で、民間の所有する森林を管理するための制度です。

無断伐採や虚偽報告などの違反行為があった場合は、森林法の規定により、罰則が適用される場合があります。

【対象者】 個人、法人を問わず地域森林計画対象の森林を所有している方

【届出期間】 伐採する90日前から30日前までに栗野庁舎 産業振興課に提出ください。 ※詳細については役場までお問い合わせ下さい。

【問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111 (内線 2250)

メンマづくり体験会

(産業振興課)

竹林の整備促進及び新たな活用を目指し、メンマづくり体験会を行います。メンマづくりに興味のある方は、下記の期日までにお申し込みください。

【日時】 令和6年4月26日（金） 9:00集合

【集合場所】 湧水町農畜産物開発加工センター（湧水町北方479番地2）

【参加料】 無料

【募集定員】 10名 ※募集定員になりましたら締切ります。

【準備する物】 なた、包丁、まな板、漬物樽（5リットル程度）、

【問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111 (内線 2250)

牛舎施設及び堆肥舎施設の町単独整備事業補助金

（産業振興課）

令和6年度牛舎施設及び堆肥舎施設の町単独整備事業補助金を以下の内容で交付します。申込みを希望される方は、次の事項をご確認のうえ、お申込みください。

【申込期限】 令和6年5月10日（金）まで

【事業内容】

事業名	事業内容	補助基準	
牛舎施設整備事業	規模拡大及び経営の安定を図る目的で牛舎の整備を行う農家に対し補助を行う。	補助対象	町内で肉用牛生産・肥育・酪農に取り組み、5年間で5頭以上増頭の計画であるが、既存施設では増頭スペースがなく、国・県の補助事業以外で、新築による牛舎整備（増設は対象外）を行うもの。
		補助率	総事業費の3分の1以内
		補助限度額	1,200,000円 （認定農家については、1,800,000円）
堆肥舎施設整備事業	環境保全と家畜糞尿の適正な処理のため堆肥舎の整備を行う農家に対し補助を行う。	補助対象	国・県の補助事業以外で、新築による堆肥舎整備（増設は対象外）を行うもの。
		補助率	総事業費の2分の1以内
		補助限度額	500,000円

※希望者が多数の場合等は、整備計画等を調整させて頂く場合がありますので、ご理解ください。

※詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線 2251）

湧水町農業機械等導入事業補助金

（産業振興課）

認定農業者・認定新規就農者、基本水準到達者や兼業農業者等で意欲のある農業の担い手育成の確保により、農業経営の継続または、次世代への継承を確立することを目的に、農業機械等を購入される方に対し、次のとおり補助金を交付します。

- 【補助対象者】
- ①町内に住所を有する個人又は事業所を有する法人
 - ②町が策定する人・農地プランに位置付けられる又は位置付けられる見みのある担い手であること。
 - ③耕地面積10a以上（申請時）又は経営継承等により耕作が見込まれる者。
 - ④前年度の農畜産物（加工品含む）の申告（青色・白色）を行っていること。
 - ⑤町税及び使用料等に未納がないこと。

【対象経費】 購入費等が税抜価格で10万円以上であるもの。

下取りがある場合は、当該金額を購入経費から減額した額とする。

【補助率】 対象経費（税抜価格）の3分の1以内で限度額50万円（予算の範囲内）

【提出書類】 栗野庁舎 産業振興課に備え付けの申請書類等に必要事項を記入のうえ、提出してください。

【提出・問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線 2253）

園芸ハウス設置管理事業補助金

(産業振興課)

野菜の生産振興と流通の円滑化を進め、農家の生産性の向上と経営の安定を図るために、次のとおり補助金を交付します。

《園芸ハウス設置事業》**【補助対象者】** 町内に住所を有する者

【補助内容】 ① 設置するハウスの面積 100㎡以上
 ② 簡易パイプハウスのみ(硬質プラスチック等は不可)
 ※設置後8年以上は、野菜の生産振興に努めること。
 (年に1回、活用状況報告書を提出する必要があります。)

【補助率】 ① 補助率 2分の1以内
 ② 補助の限度額 100,000円

※対象外経費(賃金等)及び事業費の限度額を超える部分は受益者負担となります。

《園芸ハウス被覆資材張替事業》**【補助対象者】** 町内に住所を有し、園芸ハウスを設置している者**【補助内容】** 被覆資材の張り替えに要する被覆資材費(労務費は除く)

【補助率】 ① 補助率 5分の1以内(補助残受益者負担)
 ② 補助の限度額 500,000円

※対象外経費(賃金等)及び事業費の限度額を超える部分は受益者負担となります。

【提出・問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111(内線2242)**狩猟免許等取得補助金**

(産業振興課)

有害鳥獣による農作物への被害対応策として、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得等に係る費用に対して、次のとおり補助金を交付します。

【免許の種類】 第一種銃猟免許

【補助対象者】 ① 町内に住所を有する者で町猟友会栗野支部又は吉松支部に入会し、取得した狩猟免許の種類の方法により町内の有害鳥獣捕獲に従事することができる者
 ② 町税及び使用料等に未納がないこと

【補助対象経費】 ① 狩猟免許取得に必要な経費
 ② 猟銃等所持許可に必要な経費
 ③ 狩猟者登録に必要な経費
 ④ 猟銃等購入に係る経費 ※補助金に上限があります。(予算の範囲内)

【補助率】 経費の80%以内又は90%以内(補助内容で補助率が異なります。)**【提出方法】** 栗野庁舎 産業振興課に備え付けの申請書類等に必要事項を記入のうえ、提出してください。**【提出・問合せ先】** 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111(内線2241)

今月は **軽自動車税(種別割)** の納入月ですので、

納入をよろしくお願ひします。

【納期限】 4月30日(火)

湧水町里山等整備促進支援事業補助金（産業振興課）

町内の放置竹林及び侵入竹林を解消し、里山等の整備を促進して森林の持つ機能を十分に発揮させるため、竹林整備を行う所有者等に対し次のとおり支援を行っています。

- 【支援内容】 町内から搬出された竹材を竹材加工工場に搬入した重量に対し助成
- 【補助対象者】 町内にある竹林等の所有者もしくは管理人または、受託事業者
- 【補助金】 1kgあたり3円
- 【必要書類】 位置図及び写真、搬入を証明できる書類（計量伝票等）
交付申請書等（役場に準備してあります。）
- 【申請期限】 竹材を加工工場に搬入した日から1カ月以内
※詳細については下記までお問合せください。
- 【問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線2250）

湧水町定住促進家賃助成事業補助金（商工観光PR課）

移住定住の促進及び空家の有効活用を図ることを目的として、町外からの転入者の賃貸住宅への入居について、12ヶ月を限度として補助金を交付します。

- 【主な要件】 ① 令和5年3月1日以降に本町に転入し、転入から2年以内の者であること
② 5年以上居住する意思があること等
- 【補助内容】 子育て転入世帯 補助率3分の2 上限2万円
上記以外の世帯 補助率2分の1 上限1万円
- 【申込・問合せ先】 商工観光PR課 ☎74-3111（内線2285）

小規模土地改良事業及び農業農村生活環境施設整備事業の申請（建設課）

土地改良施設（農道・農業用排水施設）及び農業農村生活環境施設（農業集落道路・農業集落排水等）において、施設等の機能が損なわれないよう老朽化対策及び長寿命化対策を図るため、上記事業を実施します。希望される方は、吉松庁舎 建設課に申請書類を準備してありますので、下記の事項をご確認のうえ、お申込みください。

- 【申請期間】 4月16日（火）～5月31日（金）
- 【支給内容】 原 材 料：生コン、水路等のコンクリート製品、シラス、砕石 等
重機借上：バックホウ、ブルドーザ、ダンプ 等
- 【事業内容】 1) 農道の改良又は舗装
延長20m以上、幅員2m以上（現況2m未満の道路は拡幅整備用地承諾書を添付のこと。）受益面積10a以上、受益関係者2戸以上
2) 橋梁の新設又は改良
前後の農道幅員2m以上で道路利用者は、受益面積10a以上、受益関係者2戸以上
3) 農業用排水施設（用水・排水路等）
延長10m以上、受益面積10a以上、受益関係者2戸以上
4) 農業農村生活環境整備（公益性があり利用者が限定できないもの）
農業集落道路、農業集落排水等
- 【事業費限度額】 50万円以内
- 【受益者負担金】 事業費の20%
- 【申請・問合せ先】 吉松庁舎 建設課 ☎74-3111（内線3107・3108）

林業用作業路維持管理事業に伴う原材料支給申請 (建設課)

林業用作業路において、その機能が損なわれないように維持管理をするための原材料等の支給を行います。希望される方は、吉松庁舎 建設課に申請書類を準備してありますので、下記の事項をご確認のうえ、お申込みください。

- 【申請期間】 4月17日(水)～5月31日(金)
 【支給内容】 原材料：生コンクリート、砕石 等
 重機借上：バックホウ、ブルドーザ、ダンプ 等
 【採択要件】 ① 幅員2m以上で適正な管理が行われている路線
 ② 受益面積5ha以上
 ③ 受益関係者2戸以上
 【事業費限度額】 50万円以内
 【受益者負担金】 事業費の20%
 【申請・問合せ先】 吉松庁舎 建設課 ☎74-3111 (内線3107・3109)

里道(集落道)整備事業の申請 (建設課)

里道(集落道)において、その機能が損なわれないよう老朽化対策及び長寿命化対策を図るため、上記事業を実施します。希望される方は、吉松庁舎 建設課に申請書類を準備してありますので、下記の事項をご確認のうえ、お申込みください。

- 【申請期間】 4月16日(火)～5月31日(金)
 【支給内容】 原材料：生コン、水路等のコンクリート製品、シラス、砕石 等
 重機借上：バックホウ、ブルドーザ、ダンプ 等
 【事業内容】 次に掲げる自治会内の里道(集落道)整備事業を行う場合に支給
 1) 集落道の整備 里道幅員2m以上、関係戸数2戸以上
 2) 水路施設の整備 関係戸数2戸以上
 【事業費限度額】 50万円以内
 【申請・問合せ先】 吉松庁舎 建設課 ☎74-3111 (内線3105・3106)

第16回湧水町町民ゴルフ大会の開催 (生涯学習課)

標記大会が次のとおり開催されますので、参加希望者はお申し込み下さい。

- 【主催・主管】 湧水町体育協会・湧水町ゴルフ協会
 【大会期日】 6月9日(日)
 【大会会場】 かごしま空港36カントリークラブ(横川コース)
 【参加資格】 湧水町民及び湧水町内に勤務する者
 【参加料】 9,800円(大会当日徴収、大会欠場還付なし)
 内訳：プレー料金(8,300円)、会費(1,500円)
 ※本大会については、個人戦及び地区対抗で行います。
 【参加申込】 5月24日(金)までに吉松庁舎2階生涯学習課又は栗野中央公民館へお申し込み下さい。
 【日 程】 受付 8:00～8:30
 開会式 8:30
 スタート 9:03
 【問合せ先】 湧水町ゴルフ協会事務局 ☎090-7169-8166 (会長 有村 泰一)
 ☎090-7451-7619 (事務局 牧野 広志)

川内川堤防の刈り草の無料提供

(建設課)

国土交通省川内川河川事務所では、川内川堤防の維持管理のため、毎年2回（1回目：6月～9月、2回目：10月～1月）堤防除草を実施しています。除草により発生する刈り草（梱包済み・直径50cm×70cm程度）を、資源の有効利用を図る目的で地域の皆様に無料で提供します。詳細については、お問い合わせください。

【対象者】 指定された配布場所（川内川河川敷）に受け取りに来ることができる方

【申込方法】 電話または任意の様式に、住所・氏名（ふりがな）・連絡先・希望個数（1回目・2回目ごとに）を明記の上、送付またはFAXしてください。

※個人情報、本件以外での目的では使用しません。

※〔電話受付〕土・日・祝日を除く 9：00～16：00

- 【注意事項】**
- ① 堤防の刈り草であり、ゴミ等の不純物が混じっている場合があるため、家畜の飼料としては、使用しないでください。
 - ② 草の生育状況、天候等で配布できる時期は、多少前後します。
 - ③ 刈る時期によっては、刈り草が濡れていたり、発酵している場合があります。
 - ④ 配布場所での運搬車への積み込み（過積載に注意）及びロープ掛け（必須）は、各自でお願いします。
 - ⑤ 希望される数量を配布できない場合があります。
 - ⑥ 転売などの営利目的のための受け取りはできません。
 - ⑦ 受け渡しの日時や場所などについては、草刈りを行っている業者と調整していただきます。

【申込・問合せ先】 川内川河川事務所 菱刈出張所 ☎0996-22-3597 Fax 0995-26-2860
〒895-2812 伊佐市菱刈川南 78-1

HPVワクチンの接種

(健康増進課)

HPV ワクチン接種については、ワクチン接種による副反応の検証のため、平成25年6月より積極的な接種勧奨が差し控えられておりましたが、安全性について特段の懸念が認められないことが改めて確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、令和4年4月1日より接種の機会を再度ご提供しているところです。

現在、積極的な接種勧奨を一時的に差し控えられていた期間に HPV ワクチンの接種の機会を逃した方に対し、公費で接種（キャッチアップ接種）が可能となっておりますが、

令和6年度末（令和7年3月31日）をもって公費での接種が終了いたします。

対象の方には、令和4年度に予診票等を郵送しておりますが、紛失や転入で予診票がお手元のない方で、接種をご希望の方は、健康増進課までご連絡ください。

【対象者】 平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性で、過去に合計3回の接種をしていない方

【接種費用】 公費（無料）で接種できます

【問合せ先】 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111（内線2104）

次回 旬報発行日 5月1日(水)

肝炎ウイルスの無料検査

(健康増進課)

県ではこれまでに肝炎ウイルス検査を受けたことのない方を対象に、肝炎ウイルス無料検査を実施しています。ウイルス性肝炎は、治療をしなければ肝硬変、肝がんなどへと重症化する可能性がある病気です。早期発見・治療のために早めに検査を受けましょう。

【実施場所】 県内各保健所，一部の医療機関

湧水町がん検診

(令和6年4月30日～5月2日，7日～10日，12日～13日)

※実施医療機関等の詳細は，県ホームページをご確認ください。

※検査は予約制となっておりますので，検査を受ける機関へあらかじめご連絡ください。

【問合せ先】 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111 (内線 2104)

鹿児島県庁感染症対策課 ☎099(286)2724

堀之内千恵子展の開催

(企画財政課)

本町出身で、兵庫県宝塚市在住の芸人形作家である堀之内千恵子氏の作品展を開催します。多くの方のご来場をお待ちしております。

【開催日】 令和6年5月2日(木)～12日(日)

※オープニングセレモニー 2日(木) 11:00～

【時間】 9:00～17:00

【場所】 いきいきセンターくりの郷 町民ホール

【観覧料】 無料

【問合せ先】 栗野庁舎 企画財政課 ☎74-3111 (内線 2262)

湧水町 JR 肥薩線利用促進強化事業

(企画財政課)

本町では、JR 肥薩線等の対象区間を利用する8名以上の団体に対し、運賃の実費全額を助成します。なお、対象区間の各駅から目的地間の2次交通について、3万円を上限にバス借上料を助成します。(2次交通は、小中学校等のJR往復利用の場合に限る。)

【対象区間】 JR 肥薩線(吉松駅または栗野駅を起点とする全区間)と肥薩線から乗り継ぐ日豊本線(国分～鹿児島中央)並びにその逆の区間

【対象者】 ① 保育園，幼稚園，こども園，小学校，中学校

② スポーツ少年団，部活動

③ 子ども会，PTA，自治会，地区

④ 任意のJR 肥薩線利用団体

⑤ その他，町長が適当と認める団体

【対象事業】 ① 社会見学(遠足等)，校外授業，交流授業

② 団体利用促進旅行

③ 文化(展覧会鑑賞，大会等)・スポーツ交流(試合，合宿，試合観戦等)

④ その他，町長が適当と認める活動

【その他】 ① 町外の団体が利用する場合も対象となる場合がありますので，お問い合わせください。

② 助成を受ける際には，事前に申請書を提出する必要があります。また，小中学校等の小規模校等にあつては，児童生徒8人未満の場合でも，対象となります。

【問合せ先】 栗野庁舎 企画財政課 ☎74-3111 (内線 2261)

会計年度任用職員の募集

（長寿福祉課）

長寿福祉課では、次のとおり会計年度任用職員を募集します。

- 【募集職種】** 介護認定調査員
【募集人員】 1名
【勤務内容】 (1)勤務日：月曜日～金曜日（祝日を除く）
 (2)勤務時間：9：00～17：00
 (3)業務内容：認定調査各種業務
 (4)勤務地：栗野庁舎内
- 【必要資格】** 看護師，准看護師，介護福祉士等（医療介護機関で従事経験のある者）のいずれか。普通自動車運転免許（AT限定可），パソコン操作のできる方
- 【報酬】** 日額 9,539円
- 【添付書類】** 看護師免許証，准看護師免許証，介護福祉士等資格証のいずれかの写し
- 【任用期間】** 採用決定後～令和7年3月31日
- 【面接】** 後日，担当課より申込者に連絡します。
- 【申込方法】** 次の申込書類を，役場長寿福祉課へ提出してください。
- ① 会計年度任用職員申請書（指定様式） 1部
 - ② 履歴書（指定様式） 1通
自筆し，写真（帽子をつけないで正面から上半身を写した縦4cm，横3cmのもので最近3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付
 - ③ その他，職種に応じた免許状等の写し
- 【受付期間】** 4月16日（火）～4月30日（火）
- 【その他】** 申込書類をお渡しする際，報酬，勤務時間，業務内容，必要な資格等を明記した募集要領を併せてお渡しします。
 ※ 不明な点については，下記まで直接お問合せください。
- 【申込・問合せ先】** 栗野庁舎 長寿福祉課 ☎74-3111

湧水町高齢者等紙おむつ等給付事業

（長寿福祉課）

令和6年4月から湧水町高齢者等紙おむつ等給付事業については，助成額が2,500円から3,000円になりました。また，受領方法についても窓口ではなく，郵送での受け渡しになります。

対象者については，以下の要件に該当する方とします。詳細については長寿福祉課にご相談ください。

- ① 町の住民基本台帳に3ヶ月以上登録されている20歳以上の方
- ② 3ヶ月以上の寝たきり，認知症等の状態にあり，かつ失禁のある方
- ③ 医療機関，施設等に入院または入所していない方
- ④ 市町村民税非課税世帯に属する方
- ⑤ 要介護3以上または日常生活自立度による判定（障害ランクB以上・認知症ランクⅢ以上）もしくは障害支援区分の区分5以上の認定を受けている方

【問合せ先】 栗野庁舎 長寿福祉課 ☎74-3111（内線2113）

交番・駐在所だより 令和6年4月号

春の全国交通安全運動が実施されます！令和6年4月6日(土)

《スローガン》 ゆずり合い 愛があふれる 鹿児島県 ~令和6年4月15日(月)

《運動の重点》 4月10日(水)は交通事故死ゼロを目指す日

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
 - ・ 歩行者も横断歩道を渡る、信号に従うといった交通ルールを確実に守りましょう。
 - ・ 通学路や、子どもが日常的に集団で移動する経路等で、見守り活動を行いましょう。
 - ・ 歩行者もドライバーも、互いに「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
 - ・ 横断歩道手前では減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は、確実に停止しましょう。
 - ・ 飲酒運転を「しない・させない・見逃さない」という意識を高めましょう。
 - ・ 運転席、助手席と同様に後部座席もシートベルトの着用は義務です。
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

~「かごしま自転車条例」の理解促進~

 - ・ 昨年施行された改正道路交通法により、全ての自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務となりました。
 - ・ 自転車を利用される方は、乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償保険などに加入しましょう。
 - ・ 「自転車安全利用五則」を遵守し、自転車の交通ルール・マナーを守りましょう。



広報



栗野交番
吉松駐在所

0995-22-0110

春の連休期間中における山岳遭難の防止

春の行楽期における登山は、穏やかな陽気から気持ちのよいものですが、天候の急変や体力不足、不十分な装備での登山は、山岳遭難を招く危険性を秘めています。

山岳遭難を防ぎ、安全で楽しい登山を行うためにも以下の点に注意しましょう。

- 1 無理のない登山計画の策定
- 2 万全な装備品の準備
- 3 登山計画書・登山届の提出
- 4 道迷い、滑落・転落の防止
- 5 状況に応じた的確な判断



若年層の性暴力被害予防対策の推進

近年、女性の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する問題やいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業によって、児童が性的な被害に遭う問題などが発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況になっています。

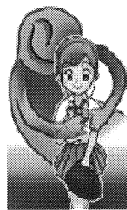
このため、入学・進学時期である4月を若年層の性暴力予防のための月間としています。



「JKビジネス」は手軽なアルバイトではなく、危険なアルバイトです！絶対に働いてはダメ！

「JKビジネス」は NO!

AV出演強要や「JKビジネス」に係る各種トラブルの相談は、
警察相談窓口「#9110」
少年サポートセンター
ヤングテレホン「099-252-7867」
や伊佐湧水警察署、交番等まで御相談ください。



性犯罪被害相談電話
#8103

#8103が、繋がらない場合は
0120-007-867
へおかけください。

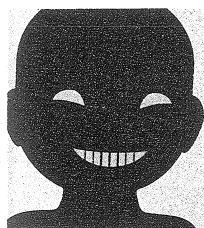
あなたに寄り添った心で、お話を聴き、相談します。

◆交通事故

栗野交番管内		
物損	8	件
人身	2	件
吉松駐在所管内		
物損	3	件
人身	0	件

◆刑事事件

栗野交番管内	0	件
吉松駐在所管内	0	件



うそ電話詐欺 注意! こんな手口に

電話でお金のお話が出たら、一旦電話を切って
家族・警察・取引金融機関に確認・相談を!



キャッシュカード手交型詐欺

金融機関職員や警察を装い
暗証番号を聞き出して
キャッシュカードを騙し取ろうと
します。

- 金融機関職員や警察官が
カードを取りに行くことは
絶対にありません
- 名前や部署などを尋ね
実在の人物かを確認しましょう



還付金等詐欺

市役所職員などを装い
「払いすぎた分の税金を返す」などと
言葉巧みにATMへ
誘い出そうとします。

- ATMで医療費・税金は
戻りません
- ATM利用限度額を
変更(低く)しましょう



オレオレ詐欺

息子・孫を装った電話で
「交通事故の示談金が必要」など
もっともらしい話で騙し
お金を要求してきます。

- 被害対策に有効な
留守番電話を活用しましょう
- 金融機関や警察のアドバイスに
耳を傾けましょう



架空請求詐欺

インターネットの利用料など
身に覚えのない料金を
請求してきます。

- 心当たりのない不審な
メールやハガキは
無視しましょう
- 警察に相談しましょう

口座が不正利用されていないかこまめに通帳を記帳(インターネットバンキングによる入出金明細の照合)し、取引の内容をご確認ください。万一、身に覚えのない払出し等があったら、お取引の金融機関にお申し出ください。